

一般社団法人 日本バイアスロン連盟 定款

平成 23 年 3 月 30 日施行
平成 25 年 3 月 23 日改正
平成 27 年 3 月 22 日改正
平成 28 年 3 月 26 日改正
平成 30 年 7 月 28 日改正
令和 2 年 7 月 4 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 日本バイアスロン連盟と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、我が国におけるバイアスロン競技を統括し、当該競技の普及及び振興を図ることをもって、我が国におけるスポーツの振興を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) バイアスロン競技の普及に関する事業
 - (2) 我が国のバイアスロン競技に係る競技力の向上に関する事業
 - (3) バイアスロン競技に係る競技大会に関する事業
 - (4) 公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会への加盟に関する事業
 - (5) バイアスロン競技に係る国際的な団体への加盟に関する事業
 - (6) その他この法人の目的を達成するための必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行う。

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、次の 3 種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 正会員は、一般法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 一般法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)
 - (2) 一般法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)
 - (3) 一般法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 一般法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 一般法第 52 条第 5 項の権利 (電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)

- (6) 一般法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第 6 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、代議員会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

（入会金及び年会費）

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、入会金及び年会費として、代議員会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、賛助会費として、代議員会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該代議員会の日の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ代議員会で弁明の機会を与えなければならない。

- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 年会費の納入がその事業年度中になされなかったとき
- (2) 総代議員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 代議員及び予備代議員

（代議員の員数その他）

第 11 条 この法人に、代議員を置く。その員数は、県連から 1 名の代議員を選出する。この際、登録者が最低 10 名以上とする。概ね正会員 50 名につき 1 名の割合をもって選出する。端数の取り扱いについては理事会で定める。

- 2 前項の代議員をもって「一般法」上の社員とする。

（代議員の任期）

第 12 条 代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（「一般法」第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（同法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限り

において社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。

3 代議員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

（代議員の選出）

第13条 代議員を選出するため、別に定めるところにより、2年に1回、正会員による代議員選挙を行う。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

2 前項の選挙において、正会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。

3 代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、後任の代議員の選出を行うものとする。

4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代議員の資格の喪失）

第14条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前各項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

(1) 第8条、9条及び10条の規定による会員資格の喪失

(2) すべての代議員の同意

第5章 代議員会

（代議員会）

第15条 代議員会は、定時代議員会として毎年度に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 代議員会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

3 総代議員の議決権の5分の1の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び召集の理由を書面をもって代議員会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項の請求があった場合には、当該請求があった日から6週間以内に代議員会を招集しなければならない。

（代議員会の議長の選定）

第16条 代議員会に、議長1名を置く。

2 議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。

3 議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

（議長の職務）

第17条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

（議長の後任者の選定）

第18条 議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

（議決権）

第19条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

（代議員会の権限）

第20条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに入会金及び年会費の額

(2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
- (4) 役員報酬等の額並びに、役員報酬等の支給基準
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) 基本財産の処分の承認
- (10) その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（代議員会の定足数及び決議）

第21条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 代議員の資格の喪失
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

（代議員会への出席発言）

第22条 役員は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

（議事録）

第23条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち会長を除く2名の理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

（役員の設定）

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、その代表理事のうち1名を会長とする。

3 前項に規定する会長及び副会長以外の理事のうち、1人を専務理事とすることができる。

4 専務理事が選任された場合には「一般法」に規定する業務執行理事とする。

（役員を選任）

第25条 役員は、代議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の末3月31日のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の末3月31日のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、代議員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、代議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
- 3 第1項ただし書きに規定する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、代議員会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、「一般法」第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、「一般法」第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(理事会の設置)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事、監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第 26 条第 4 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 38 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とし、基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初に基本財産とされた財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 総会の決議に基づき、基本財産に繰り入れることとした財産

- 2 前項の財産は、代議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び代議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時代議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

5 貸借対照表は、定時代議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第44条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

第46条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第12章 事務局その他

(事務局)

第48条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事会の承認の上、会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の登記の日から施行する。

2 第39条の規定にかかわらず、この法人の最初の事業年度は、設立の日から平成24年3月31日までとする。

3 第40条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画書、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、設立後速やかに作成する。

4 平成25年3月23日改正

5 平成27年3月22日改正

6 平成28年3月26日改正

7 平成30年7月28日改正

8 令和2年7月4日改正